

大田市水防計画

令和6年3月
大田市

大田市水防計画

目 次

第1章 総則	- 1 -
第1節 水防計画の目的及び定義	- 1 -
第2節 大田市地域防災計画との関係	- 1 -
第3節 用語の解説	- 1 -
第2章 水防組織と責任	- 4 - -3-
第1節 島根県下の水防組織	- 4 - -3-
第2節 大田市の水防組織	- 5 - -4-
第3節 水防関係機関一覧	- 5 - -4-
第4節 水防の責任等	- 5 - -4-
第5節 水防訓練等	- 7 - -6-
第3章 重要水防区域及び危険な箇所	- 8 - -7-
第1節 重要水防区域（付属資料「別表第2号表」）	- 8 - -7-
第2節 危険な箇所（付属資料「別表第2号表」）	- 8 - -7-
第4章 水防体制	- 10 - -9-
第1節 大田市水防本部の体制	- 10 - -9-
第2節 関係機関との連絡	- 10 - -9-
第5章 水防活動	- 11 - -10-
第1節 気象状況の連絡	- 11 - -10-
第2節 雨量及び水位の観測と通報及び公表	- 12 - -11-
第3節 水位の通報	- 12 - -11-
第4節 ダムからの通報	- 13 - -12-
第5節 堰、水門、樋門の操作	- 13 - -12-
第6節 水位周知（県管理河川）	- 13 - -12-
第7節 水防警報（県管理河川）	- 15 - -14-
第8節 河川等の巡視	- 16 - -15-
第9節 水防機関等の出動と出動後の水防活動	- 17 - -16-
第10節 水防協力団体	- 20 - -19-
第11節 決壊に際しての措置	- 22 - -21-
第12節 避難のための立退	- 22 - -21-
第13節 水防資材器具等の整備並びに輸送	- 22 - -21-
第14節 記録、報告	- 23 - -22-
第6章 別表一覧	- 25 - -24-

第 1 章 総則

第 1 節 水防計画の目的及び定義

本計画は、水防法第 33 条及び島根県水防計画に基づき、大田市内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

本計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを変更し、その要旨を公表するよう努める。

第 2 節 大田市地域防災計画との関係

大田市地域防災計画は、風水害に関する予防計画・応急対策計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものと規定されている。

また、地震に伴う水害、津波災害の予防についても、大田市地域防災計画によるほか本計画による。

第 3 節 用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

島根県水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
水防県央支部	島根県水防本部の出先機関として県央県土整備事務所内に常置している機関で、事務所長を支部長としている。
水防県央支部大田地区	県央県土整備事務所大田事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
水防管理団体	大田市。(法 2②)
水防管理者	水防管理団体である大田市の長。(法 2③)
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。(法 4) 大田市は指定水防管理団体。(県内指定水防管理団体 14 団体、以外 5 団体)
消防機関の長	大田市消防部長 (法 2⑤)
消防職員	消防本部員、消防署員。
水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述。
水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述。
重要水防区域	過去の出水により甚大な被害があり今後もそのおそれが大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。

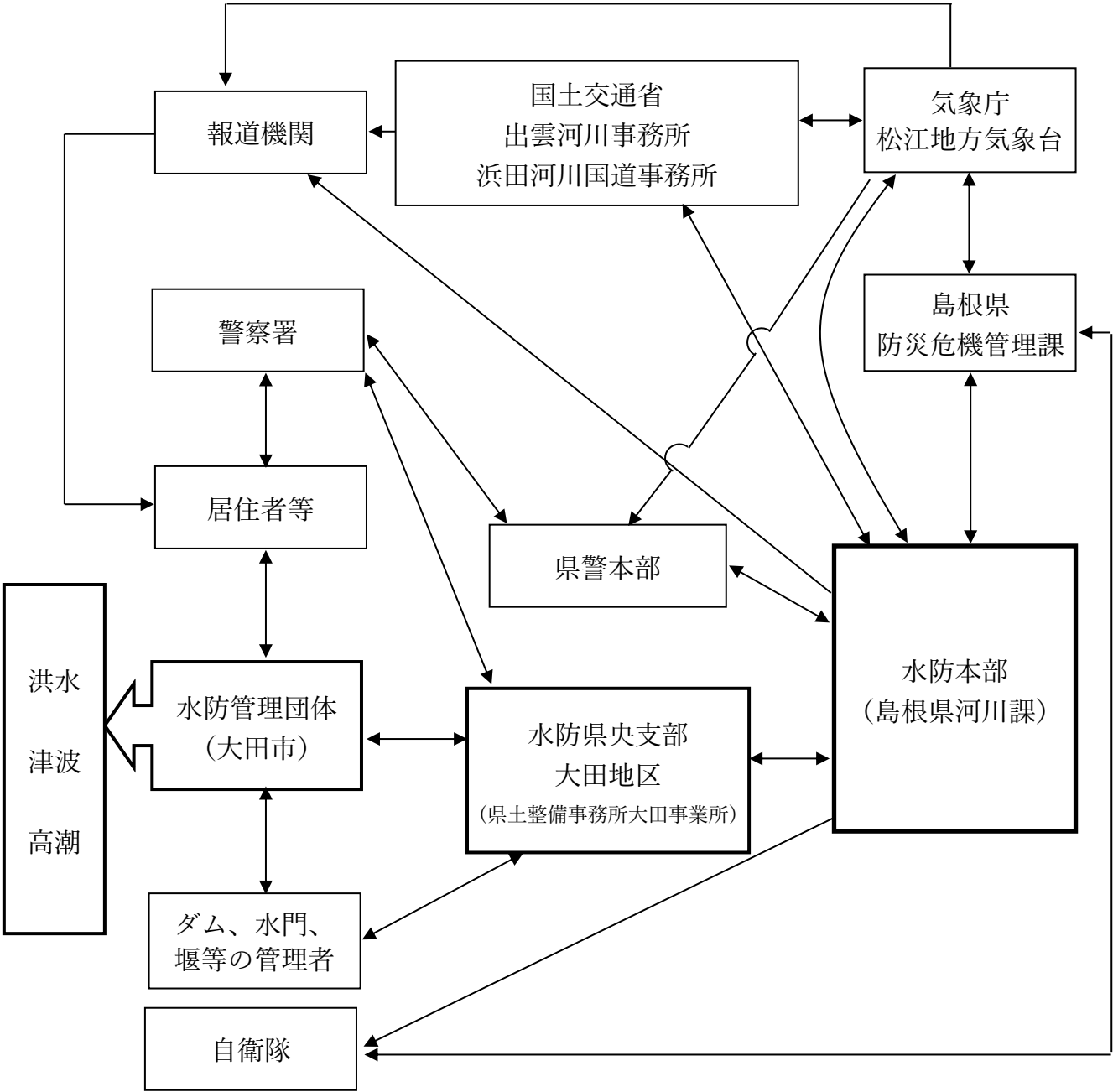
危険な箇所	洪水及び高潮に伴う水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして知事が指定した区域。
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、 <u>さらに水位上昇が見込まれる</u> 〔危機管理室（o-k1）〕たときに発表される。
氾濫警戒情報	<u>避難判断水位に到達したときに発表される。一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。</u> 大田市は警戒レベル 3 高齢者等避難の発表判断の目安とする。
氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に達したときに発表される。急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合（国土交通大臣が指定した河川に限る）、あるいは氾濫危険水位に到達したときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、大田市は警戒レベル 4 避難指示の発令判断の目安とする。 大田市は避難していない住民への対応が必要である。また、この後に避難指示を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したときに発表される。氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。</u> 大田市はあらたに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法 2⑧、法 16）
水位周知河川	知事が洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法 13①、②）
水位到達情報	知事が指定した水位周知河川において、下記のあらかじめ定めた水位の到達に関する情報。
水防団待機水位 （通報水位）	洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。（法 12①）
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。 この水位を超えるときは、県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法 12②）
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。大田市の警戒レベル 3 高齢者等避難の発表判断の目安となる水位である。 あらかじめ指定された河川（静間川、三瓶川）について、知事は河川の水位がその水位に到達した時は、水防管理者及び量水管理者に通知。 また一般に周知する水位。（法 13①、②）
氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位。 大田市の警戒レベル 4 避難指示の発令判断の目安となる水位である。 水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

第2章 水防組織と責任

第1節 島根県下の水防組織

洪水、津波又は高潮の際には、島根県、水防管理団体、国土交通省、気象台、警察署等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防に当たるものとする。

○図表1 県下の水防組織表



第2節 大田市の水防組織

水防管理団体である大田市は、水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等により、洪水、雨水出水、津波及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で業務を行う。

(1) 水防管理者

水防管理者は、大田市長とする。

(2) 水防組織系統

① 水防本部

本市における水防を総括するために設置し、本部事務局を大田市役所危機管理課に設置する。

また、大田市地域防災計画に基づく災害警戒本部・災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害警戒本部・災害対策本部の組織に移行するものとする。

② 水防機関

本市における水防活動については、大田市消防部及び水防団が行うこととし、水防機関の長は消防部長をもってこれにあてる。

また、水防法第24条の規定により、地元自主防災組織及び地元住民は水防本部長又は水防機関の長より出動の要請があった場合は、現地作業隊としてこれに協力しなければならない。

第3節 水防関係機関一覧

水防関係機関の一覧については、[別表第1号](#)のとおり。

第4節 水防の責任等

1. 島根県水防県央支部大田地区の責任

- ① 現地における状況を的確に把握し、島根県水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援しなければならない。
- ② 知事が指定した河川について、県水防計画の定めるところにより氾濫危険水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。
- ③ 知事が指定した河川について、県水防計画の定めるところにより水防警報を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。
- ④ 知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。

- ⑤ ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。
- ⑥ 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し、整備しなければならない。

2. 水防管理団体（大田市）の責任（法 3、法 9、法 15、法 17、法 33）

- ① 区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。
- ② 指定水防管理団体の水防管理者（大田市長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- ③ 指定水防管理団体の水防管理者は、毎年増水期までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- ④ 指定水防管理団体の水防管理者は、②により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する大田市防災会議に諮るとともに、遅滞なく県知事に届け出なければならない。
- ⑤ 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- ⑥ 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- ⑦ 区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- ⑧ 水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。
- ⑨ 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。
- ⑩ 洪水浸水想定区域の指定があったときは、大田市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア. 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - イ. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ. 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ. 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - 地下街等
 - 要配慮者利用施設
 - 大規模な工場その他の施設（申出があった施設に限る）また、大田市長は住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

3. 居住者等の義務（法 24）

当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から出動の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

第 5 節 水防訓練等

1. 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年増水期前に 1 回以上、水防訓練を行うものとする。

なお、演習要領は[別表第 17 号](#)をもとに、水防県央支部大田地区長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

2. 連絡協議会

水防県央支部大田地区は、毎年増水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との連絡協議会を開催し、危険箇所の現地確認を行うものとする。

第3章 重要水防区域及び危険な箇所

第1節 重要水防区域（別表第2号）

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、又は、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で、次の①～⑥を基準として定めている。

- ① 既往水害で被災し未復旧の区間。
- ② 未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間。
- ③ 既設堤防護岸が低く、日雨量 100mm 又は時間雨量 30mm 以上となった場合、水があふれる箇所、浸水のおそれがある区間。
- ④ 土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
- ⑤ 水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深掘れし、決壊のおそれがある区間。
- ⑥ 改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
- ⑦ 堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

第2節 危険な箇所（別表第2号）

危険な箇所は、洪水及び高潮にともない水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊のおそれがある箇所で次頁の基準により定めている。

1. 危険な箇所の基準（県管理河川）

種別	重要度		
	A	B	C
河積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3-5年に1回以上の水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。 （一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは上端幅が、計画の2分の1以下のもの）	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。 （一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間）	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深掘れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損して危険の生ずることが予想される箇所。	
背水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3-5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工事	諸事情によって、出水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工作物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

第4章 水防体制

第1節 大田市水防本部の体制

1. 業務の開始

水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

2. 業務の体制

水防本部の業務体制については、大田市地域防災計画に準じ、次の体制に区分して水防業務を行う。

なお、災害準備体制時の連絡体制については[別表第3号](#)による。

体制	体制配備の基準
災害準備体制	大雨警報、高潮警報、洪水警報の発表があったとき。
	河川の水位が水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を越えると予想されるとき。
	危機管理課長が必要と認めたとき。
災害警戒本部	河川の水位が氾濫注意水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。
	総務部長が必要と認めたとき。
災害対策本部	河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	市長が必要と認めたとき。

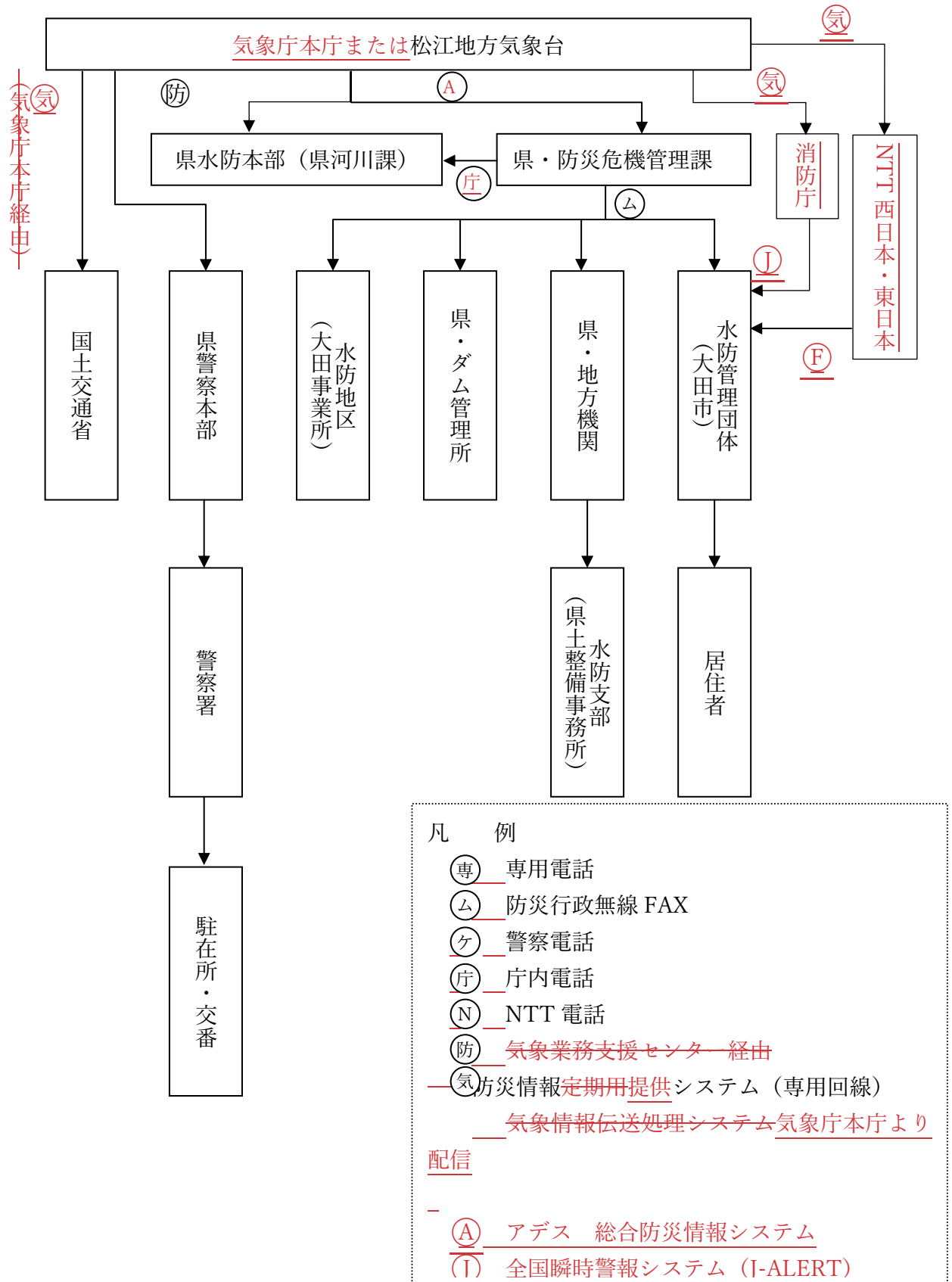
第2節 関係機関との連絡

市は、関係機関と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

第5章 水防活動

第1節 気象状況の連絡

○図表2 気象等警報・注意報・情報伝達系統図



第2節 雨量及び水位の観測と通報及び公表

1. 雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位・カメラ画像を次の表で示す観測システムによりリアルタイムで監視できる。

これらデータは、最短 10 分毎に速報値として更新される。

(1) 雨量観測所一覧表：[別表第 4 号](#)

(2) 水位観測所一覧表：[別表第 5 号](#)

(3) システム一覧（令和 4 年 4 月 1 日現在）

雨量・水位の観測システム	所管	情 報 の 内 容
県総合防災情報システム	島根県消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム
【しまね防災情報】 https://www.bousai-shimane.jp/	島根県消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報
メールシステム ※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報
【県水防情報】 https://www.suibou-shimane.jp/	島根県河川課	島根県水防情報システム
【国土交通省 川の防災情報】 https://river.go.jp/	国土交通省	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム及び国土交通省が管理する河川の一部情報
【国土交通省 川の水位情報】 http://k.river.go.jp	国土交通省	危機管理課型水位計（県所有）の観測値等
【県砂防課土砂災害リアルタイム雨量】 http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryou/www/uryou/index.html	島根県砂防課	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/bosai/	気象庁	島根県内の気象庁管理（アメダス）の雨量
【防災情報提供センター】 https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省	国土交通省（河川局・気象庁・道路局）管理の雨量

第3節 水位の通報

- ① 水防本部及び水防機関は、水防に関する気象等予警報の連絡を受け、増水のおそれがあると認めたとき、又は河川が水防団待機水位に達したときは、常に関係する水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視するものとする。
- ② 水防県央支部大田地区は、水防団待機水位及び氾濫注意水位に達した場合、その時刻と水位を直ちに大田市水防本部に通報するものとする。
- ③ 水防本部は、気象等予警報や水位の通報があった時は、迅速・適確な方法によって市民等に周知するとともに、様式 1 により関係機関に伝達するものとする。

○水位通報観測所

河川名	観測所名	所在地	堤防高		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
			左岸	右岸				
静間川	川合橋	川合町	4.80	4.80	1.30	2.20	2.90	3.20
〃	八日市橋	長久町	5.70	5.40	1.50	2.50	2.60	3.80
三瓶川	神田橋	大田町	4.60	4.60	1.30	2.10	2.50	2.90
〃	長久	長久町	8.73	8.83	5.32	6.42	－	－
宅野川	宅野	仁摩町宅野	2.80	2.80	1.00	1.80	－	－
潮川	善興寺橋	仁摩町仁万	4.10	4.10	1.20	2.10	－	－
福光川	古市橋	温泉津町福光	3.80	3.80	1.10	1.90	－	－

第4節 ダムからの通報

三瓶ダム、清瀧ダムから、ダム操作規則、ダム操作規定に定める通報がある。

ダム一覧表・ダム関係通報系統図については、[別表第6号](#)参照。

第5節 堰、水門、樋門の操作

各施設の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

また、操作規則等を定めていない施設の管理者は、常に施設が十分に機能できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

水防管理者は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

堰・水門・樋門一覧表については、[別表第7号](#)参照。

第6節 水位周知（県管理河川）

水防県央支部大田地区は、県が洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合は、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報を発表する。

1. 水位到達情報の発表、伝達方法

- ① 水位周知河川及び区域は次表（１）のとおりとする。
- ② 水位到達情報の発表の対象となる水位観測所は次表（２）のとおりとする。

- ③ 水防県央支部大田地区は、次表（２）の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合、速やかに支部長と協議し、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報を発表し、水防関係機関へ通知する。
- ④ 水位到達情報の伝達は次表（３）に示す伝達系統により行うものとする。
- ⑤ 水防本部は、水位到達情報の通報があった時は、迅速・適確な方法によって市民等に周知するとともに、様式１により関係機関に伝達するものとする。
- ⑥ 浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速に避難を確保する必要があるものについては、氾濫警戒情報等の情報が通報された場合は、その施設に対し必要な情報を伝達する。
- ⑦ 要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設は、[別表第８号](#)のとおりである。

（１）水位周知河川及び区域

水系	河川名	区域
静間川	静間川	左岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで 右岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで
静間川	三瓶川	左岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで 右岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで

（２）水位周知河川対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
静間川	川合橋	川合町	1.30	2.20	2.90	3.20
静間川	八日市橋	長久町	1.50	2.50	2.60	3.80
三瓶川	神田橋	大田町	1.30	2.10	2.50	2.90

（３）水位到達情報の伝達系統

伝達系統については、[別表第９号](#)による。

第7節 水防警報（県管理河川）

水防県央支部大田地区は、県が洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水時又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

2. 水防警報の種類

発表段階	種類	内容
第1段階	待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適宜	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

（ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。）

3. 水防警報の発表、伝達方法

- ① 水防警報の指定河川及び区域は次表（1）のとおりとする。
- ② 水防警報の発表の対象となる水位観測所は次表（2）のとおりとする。
- ③ 水防警報の発表の条件は次表（3）のとおりとする。
- ④ 水防県央支部大田地区は、次表（3）の発表の条件において水防警報を発表する必要が生じた場合は、速やかに支部長と協議し、水防警報を発表し、水防関係機関へ通知する。
- ⑤ 水防警報の伝達は次表（4）に示す通報系統により行うものとする。
- ⑥ 水防本部は、水防警報の通報があった時は、迅速・適確な方法によって市民等に周知するとともに、様式1により関係機関に伝達するものとする。また、要配慮者利用施設に対し、必要な情報を伝達する。

(1) 水防警報指定河川及び区域

水系	河川名	区域
静間川	静間川	左岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで 右岸：大田市川合町（善性寺前）から大田市静間町（河口）まで
静間川	三瓶川	左岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで 右岸：大田市大田町（日の出橋）から大田市静間町（静間川合流点）まで

(2) 水防警報対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位
静間川	川合橋	川合町	1.30	2.20	2.90	3.20
静間川	八日市橋	長久町	1.50	2.50	2.60	3.80
三瓶川	神田橋	大田町	1.30	2.10	2.50	2.90

(3) 水防警報の発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えたと見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こるおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報（適宜）	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位 観測所	水位（m） （水防団待機水位）	水位（m）	水位（m） （氾濫注意水位）	水位（m） （氾濫危険水位）	
静間川	川合橋	1.30	1.80	2.20	3.20	
〃	八日市橋	1.50	2.00	2.50	3.80	
三瓶川	神田橋	1.30	1.70	2.10	2.90	

(4) 水防警報の伝達系統

伝達系統については、[別表第10号](#)による。

第8節 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は毎年増水期前に区域内の河川・海岸堤防等を巡視しなければならない。

巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

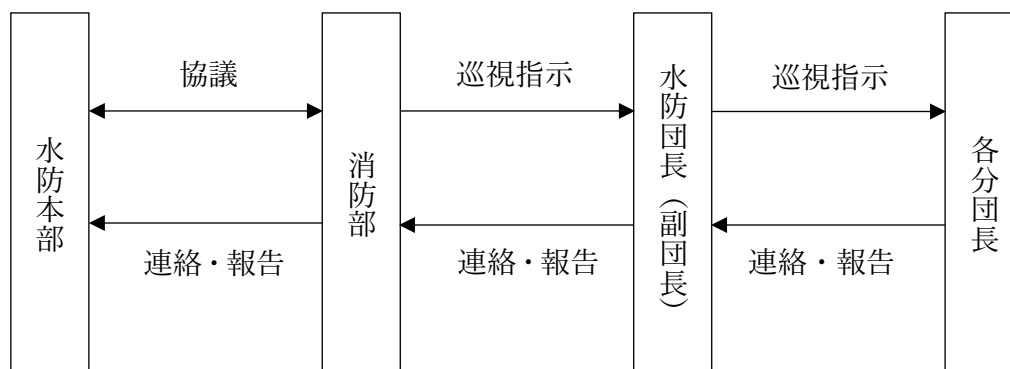
- ① 危険な箇所の点検、確認をすること。
- ② 上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。（法 9）

第 9 節 水防機関等の出動と出動後の水防活動

1. 大田市の水防活動

- ① 水防管理者は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、水防本部員並びに各対策部員に対し常時勤務から非常時勤務に切換を命じ、水防の万全を期さなければならない。
- ② 水防非常配備体制の種別と各対策部の配備基準は地域防災計画風水害等対策時の事務分担を準用する。
- ③ 消防職員及び水防団員は、[別表第 11 号](#)に示す水防信号の第 1 信号で出動を予期し、第 2 信号で出動する。
- ④ 消防職員及び水防団員は河川、海岸の状況、水防活動状況を水防管理者に報告すること。特に河川、海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに水防管理者に報告する。
- ⑤ 水防本部は、消防職員及び水防団員から報告があった場合、様式 2、様式 3-1、様式 3-2、様式 4 により水防県央支部大田地区へ報告する。
- ⑥ 水防活動に従事する者は、自身の安全を確保した上で、活動にあたること。
- ⑦ 重要水防区域・ため池巡視体制連絡系統図は以下の通りである。

○図表3 重要水防区域・ため池巡視体制連絡系統図



2. 国の水防活動

国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる。(特定緊急水防活動)

また、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨通知しなければならない。活動を終了しようとするときも同様とする。(法 32)

3. 優先通行

① [別表第 12 号](#)に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。(法 18)

② 警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。(災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項)

③ 警察官は上記②の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。(同法第 76 条の 3 第 2 項)

④ 警察官がその場にいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記②③と同じ権限が与えられる。(同法第 76 条の 3 第 3 項、第 4 項)

4. 緊急通行 (法 19)

消防職員及び水防団員が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

5. 警戒区域の設定 (法 21)

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

6. 居住者に対する水防従事命令 (法 24)

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

7. 公用負担 (法 28)

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

① 必要な土地の一時使用。

- ② 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用。
- ③ 車両、その他の運搬用機器又は器具の使用。
- ④ 工作物、その他の障害物の処分。

ただし、これらの権限を行使する者は、その身分証明書を、またこの者から委任を受けた者は、[別表第 13 号（１）](#)に示す証明書を呈示し、原則として[別表第 13 号（２）](#)の命令票を目的物の所有者、管理人又はこれらに準ずる者に交付してから行使する。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

8. 通信優先利用（法 27）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

- ① 警察通信施設
- ② 気象官署通信施設
- ③ 鉄道通信施設
- ④ 電気事業通信施設

9. 河川管理者の協力（法 7 条 3 項、河川法 22 条の 2）

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、大田市が行う水防のための活動に必要な協力を行う。

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- ⑤ 水防管理団体に対して提供する河川に関する情報
 - ア. 雨量・水位のデータ提供（島根県水防情報）
 - イ. 河川映像のデータ提供（島根県水防情報）

10. 援助・応援（法 22,23）

水防管理者は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

11. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法 83）

水防管理者は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県防災危機管理課）にその旨を依頼するものとする。

なお、手続きの詳細は「大田市地域防災計画」による。

1 2. 費用負担（法 41,42,43 の 2）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。

この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとする。

なお、[本節 2.](#)に規定する国が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

1 3. 水防の解除

水防管理者は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は関係水防支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知することとする。

第 1 0 節 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定（法 36）

水防管理者は、法 37 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防協力団体の業務（法 37）

- ① 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供すること。
- ③ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ④ 水防に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- ⑥ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 想定される水防協力団体の業務

- ① 「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視、水防工法の実施、避難支援などの水防団等が行う水防活動に対する協力業務。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供。

- ③「水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
- ④「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等、水防に関する調査及び研究等。
- ⑤「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等、水防に関する知識の普及や啓発等。
- ⑥「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

4. 水防団体との連携（法 38）

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

5. 監督等（法 39）

水防管理者は、水防協力団体に対し、次のことができる。

- ① 必要があると認めるときはその業務に関し報告させること。
- ② 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- ③ 前号の命令に違反したときに、指定を取り消すこと。

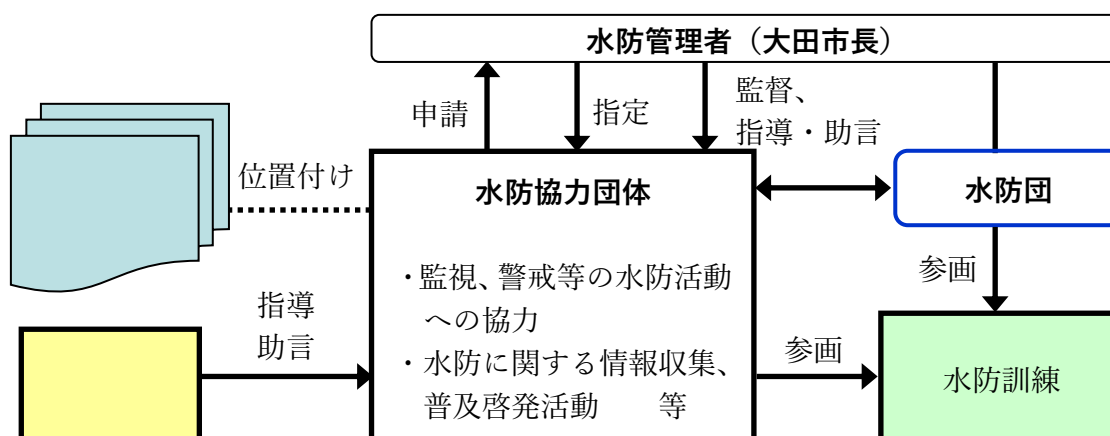
6. 情報の提供（法 40）

国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

7. 水防訓練（法 32 の 2）

毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

○図表4 協力団体制度の水防概念図



第 1 1 節 決壊に際しての措置

1. 決壊の通報（法 25）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、水防県央支部大田地区、大田警察署長及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。（様式 3-1、様式 3-2）

2. 決壊後の措置（法 26）

堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

第 1 2 節 避難のための立退

1. 指示（法 29）

洪水又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、本部長、本部長の命を受けた者又は水防管理者は、迅速、確実に居住者に対して指示する。

なお、水防管理者が指示する場合には大田警察署長にその旨を通知しなければならない。

2. 避難情報の発表、伝達方法

伝達系統については[別表第 14 号](#)によるものとし、様式 5 により発表する。

3. 避難場所及び避難経路

指定水防管理団体にあっては、避難場所及び避難経路を示した図を作成し、一般に周知しておくものとする。

第 1 3 節 水防資材器具等の整備並びに輸送

1. 国土交通省の水防資材器具等

- ① 水防管理者は国土交通省出雲河川事務所及び浜田河川国道事務所所有の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接当該事務所に要請するものとする。
- ② 水防管理者は県及び市が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合において、中国地方整備局所管災害対策用機械等の応援を必要とする場合は「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」により要請する。

2. 県の水防資材器具等

- ① 水防管理者は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防県央支部大田地区に要請するものとする。
- ② 水防県央支部大田地区は、水防管理者の要請に基づき資材器具の提供を決定するものとする。
- ③ 島根県水防本部長は、県有備蓄資材等の配置を調整し、水防支部長に対して必要な指示を行うものとする。
- ④ 水防管理者は災害が発生し又はそのおそれがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防県央支部大田地区を経由し、島根県水防本部へ出動を要請する。

3. 水防資材器具等の整備

水防用設備資材及び器具は、[別表第 15 号](#)^[危機管理室 (o-k2)]のとおりとし、常時水防倉庫等に備蓄しておくものとする。

4. 水防資材器具等の輸送の確保

- ① 水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。
- ② 水防県央支部大田地区は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路について非常事態を考慮して定めておくものとする。
- ③ 輸送のための県、市の保有する車両の配置状況は、[別表第 16 号](#)^[危機管理室 (o-k3)]のとおりである。

第 14 節 記録、報告

1. 記録

水防管理者は消防職員又は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

- ① 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻
- ② 出動水防作業員の氏名
- ③ 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果
- ④ 使用資材及び数量
- ⑤ 破損した器具資材及び数量
- ⑥ 警戒中の観測水位
- ⑦ 水防法第 17 条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由
- ⑧ 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由
- ⑨ 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由
- ⑩ 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由
- ⑪ 水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況

- ⑫ 避難を指示した時刻及び事由
- ⑬ 支出費の明細
- ⑭ その他記録を必要とする事項

2. 報告

水防管理者は、水防が終了したときは速やかに、様式 6 に必要事項を記入して、水防県央支部大田地区を經由して島根県水防本部長に報告するものとする。

第6章 別表一覧

別表第1号：水防関係機関一覧表

(令和5年4月1日現在)

1. 水防本部、水防支部等（県関係）

名称	所在地	担当部 グループ名	NTT 電話番号 防災行政無線番号	NTTFAX 防災行政無線 FAX	備考
島根県水防本部	松江市殿町1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	河川課公用 携帯（080- 1904-3348）
水防県央支部 大田地区	大田市大田町 大田イ 1-3	大田事業所 管理課	0854-84-9748 334-2-9748	0854-84-9755 334-2-9755	
島根県 防災危機管理課	松江市殿町1	防災第二グルー プ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
県央県土整備事務 所大田事業所	大田市大田町大 田イ 1-3	総務スタッフ	0854-84-9725 334-2-9725	0854-84-9755 334-2-9755	地区災害対 策本部

2. ダム（県土木部所管）

名称	所在地	担当部 グループ名	NTT 電話番号 防災行政無線番号	NTTFAX 防災行政無線 FAX	備考
三瓶ダム管理所	大田市三瓶町野 城イ 849-24		0854-86-0530 342-211	0854-86-0284 342-230	体制時
県央県土整備事務 所大田事業所	大田市大田町 大田イ 1-3	ダム課	0854-84-9753 334-2-9753	0854-84-9755 334-2-9755	通常時

3. 水防管理団体関係

名称	所在地	担当部課名	NTT 電話番号 防災行政無線番号	NTTFAX 防災行政無線 FAX	備考
大田市水防本部	大田市大田町大 田ロ 1111	総務部 危機管理課	0854-83-8009 501-2-1252	0854-82-2826 501-81	
大田市消防本部	大田市大田町大 田イ 1-1		0854-82-0650	0854-82-6570	
大田消防署	大田市大田町大 田イ 1-1		0854-82-0650 513-81	0854-82-6560 513-81	
西部消防署	大田市温泉津町 湯里 1590-1		0855-65-2211	0855-65-2245	

4. 国の機関

名称	所在地	担当部課名	NTT 電話番号 防災行政無線番号	NTTFAX 防災行政無線 FAX	備考
国土交通省 出雲河川事務所	出雲市塩治有原 町 5-1	防災情報課	0853-20-1764 731-280	0853-21-2878 731-359	
国土交通省 浜田河川国道事務所	浜田市相生町 3973	河川管理課	0855-22-2480 736-356	0855-23-5023 736-339	
第八管区 海上保安部 浜田海上保安部	浜田市長浜町 1785-16	警備救難課	0855-27-0770 580-81	0855-27-0771 580-81	
松江地方气象台	松江市西津田 7-1-11		0852-21- 49580852-22- 3784	0852-21-6656 435-81	

			435-81		
陸上自衛隊 第 13 偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	警備	0853-21-1045 526-81	0853-21-1045 526-1	

5. 鉄道、通信、電力

名称	所在地	担当部課 グループ名	NTT 電話番号	NTTFAX	備考
西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部	広島県広島市東 区上大須町 15 番 20 号	施設部	082-261-2143 夜・休日（施設指 令）0859-32-6383	082-261-1258 夜・休日（施設指 令）0859-31- 537831-5378	
西日本電信電話(株) 島根支店	松江市東朝日町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株) 島根支社	松江市母衣町 115	総務・資材グル ープ	0852-27-1113	0852-32-0620	

6. 報道機関

名称	所在地	担当部課 グループ名	NTT 電話番号 防災行政無線番号	NTTFAX 防災行政無線 FAX	備考
NHK	松江市灘町 101- 6	松江放送局ニュー ース	0852-26-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送	松江市殿町 111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海 TV	松江市袖師町 2- 38-201	島根総局	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央 TV	松江市向島町 140-1	本社報道部	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
テレビ朝日	松江市御手船場 町 549-1 損保ジ ャパンビル 4F	松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	
FM 山陰	松江市殿町 383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
共同通信社	松江市殿町 383	松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149	
時事通信社	松江市末次町 23	松江支局	0852-21-3594	0852-21-3110	
朝日新聞社	松江市南田町 32	松江総局	0852-23-3330	0852-27-2308	
毎日新聞社	松江市母衣町 83-3	松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
読売新聞社	松江市母衣町 95-1	松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
産経新聞社	大阪市浪速区湊 町 2-1-57	大阪支社地方部	06-6633-9811	06-6633-9879	
日本経済新聞社	松江市殿町 126	松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
中国新聞社	松江市内中原町 24	松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
山陰中央新報社	松江市殿町 383	松江本社報道部	0852-32-3320	0852-32-3520	
新日本海新聞社	松江市殿町 111	松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392	
島根日日新聞社	松江市内中原町 230	松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205	
島根県政記者会	松江市殿町 1		0852-22-5465	0852-22-5466	県広聴広報 課
山陰ケーブルテレ ビジョン	松江市学園 1-2- 27	制作部	0852-23-2522	0852-24-9111	県ケーブル テレビ協議 会事務局

石見銀山テレビ放 送	大田市大田町大 田口 1089-4		0854-82-7755	0854-82-7771	
---------------	----------------------	--	--------------	--------------	--

別表第2号：重要水防区域及び危険な箇所

1. 重要水防区域一覧

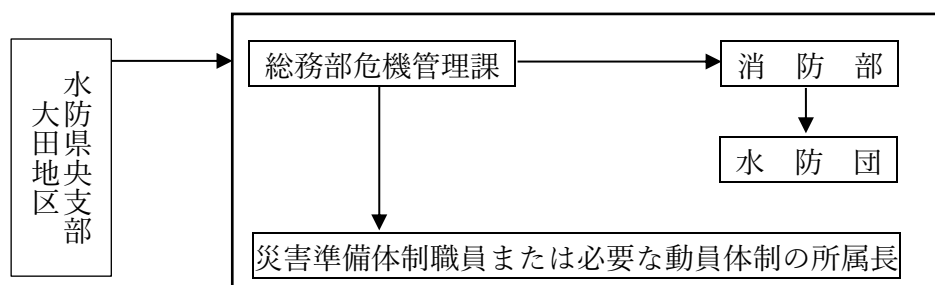
水系名	河川名	区域	左右岸別	延長（m）	備考
静間川	静間川	自：川合町（善性寺前） 至：静間町（河口）	左	9,800	
〃	〃	自：川合町（善性寺前） 至：静間町（河口）	右	9,800	
〃	三瓶川	自：大田町（日ノ出橋） 至：静間町（静間川合流点）	左	5,000	
〃	〃	自：大田町（日ノ出橋） 至：静間町（静間川合流点）	右	5,000	
宅野川	宅野川	自：仁摩町宅野（鉄道橋） 至：〃〃（河口）	左	900	
〃	〃	自：仁摩町宅野（鉄道橋） 至：〃〃（河口）	右	900	
潮川	潮川	自：仁摩町大国（松浦橋） 至：〃仁万（河口）	左	2,600	
〃	〃	自：仁摩町大国（松浦橋） 至：〃仁万（河口）	右	2,600	
計8箇所				36,600	

2. 危険な箇所一覧

番号	河川名	位置	左右岸	延長（m）	種別	重要度	危険理由	水防工法	備考
大－1	潮川	仁摩町仁万	右	105	堤体強度 水衝	B	強度不足 水衝	木流工	
大－2	〃	〃	左	300	水衝 深堀れ	B	水衝 深堀れ	木流工 むしろ張工	
大－3	宅野川	仁摩町宅野	左	710	河積	B	河積不足	積土のう工	
大－4	〃	〃	右	710	〃	B	〃	〃	
大－5	静間川	静間町	左	500	〃	B	〃	〃	
大－6	銀山川	大森町	左	1,000	〃	B	〃	〃	
大－7	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	
大－8	湯里川	温泉津町湯里	右	100	〃	B	〃	〃	
大－9	小浜川	温泉津町小浜	左	200	〃	B	〃	〃	
大－10	〃	〃	右	400	〃	B	〃	〃	
大－11	忍原川	水上町三久須	右	70	水衝	B	水衝	木流工	
計11箇所				5,095					

別表第3号：災害準備体制時の連絡体制

【水防管理団体（大田市）】



別表第4号：雨量観測所一覧表

1. 島根県水防情報システム関係

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大森	大森町	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所（大田）	84-9748	テレメーター
〃	三瓶ダム	三瓶町		県央県土整備事務所（大田）	84-9748	
〃	中津森	三瓶町		三瓶ダム	84-9753	
〃				三瓶ダム	84-9753	
大原川	清瀧ダム	久手町		県央県土整備事務所（大田）	84-9753	

2. 島根県土砂災害予警報システム（砂防課所管）

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大田土木	大田町	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所（大田）	84-9748	テレメーター
〃	多根	三瓶町				
小浜川	温泉津	温泉津町小浜				
潮川	仁摩	仁摩町仁万				
田儀川	朝山	朝山町				
静間川	水上	水上町				
江の川	大代	大代町				
〃	志学	三瓶町				
静間川	川合	川合町				

3. 国土交通省関係

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
江の川	井田	温泉津町井田	浜田河川国道事務所	浜田河川国道事務所	0855-22-2480	テレメーター

4. 気象庁関係

水系名	観測所名	気象等情報で用いる名称	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大田	大田市大田	大田町大田	松江地方	松江地方	0852-22-	地域気象観測システム (アメダス)
福光川	福光	大田市福光	温泉津町福光	気象台	気象台	3784	

5. 西日本旅客鉄道関係

水系名	観測所名	所在地	施設管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大田	大田町	中国統括本部	米子	0859-32-	テレメーター
仁万川	仁万	仁摩町仁万		指令所	6383	

6. その他

水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法
静間川	大田	長久町	県央県土整備事務所	県央県土整備事務所(大田)	84-9725	自記
静間川	三瓶	三瓶町	大田消防署	大田消防署 三瓶出張所	83-2253	簡易

別表第5号：水位観測所一覧表

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上：左岸 下：右岸	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	管理 者名	観測者名	電話番号	観測 方法	発表 情報等
静間川	川合橋	川合町	4.80 4.80	1.30	2.20	2.90	3.20	県央 県土 整備 事務 所	県央県土整備 事務所（大田）	84-9748	テレ メー ター	周、警
〃	八日市橋	長久町	5.70 5.40	1.50	2.50	2.60	3.80		県央県土整備 事務所（大田）	84-9748		周、警
〃	正原橋	静間町	8.90 8.90	—	—	—	—		県央県土整備 事務所（大田）	84-9748		
三瓶川	出口	大田町	—	—	—	—	—		県央県土整備 事務所（大田）	84-9748		
						—	—		三瓶ダム 管理所	86-0530		
〃	日の出	大田町	4.72 4.70	—	—	—	—		県央県土整備 事務所（大田）	84-9748		
〃	神田橋	大田町	4.60 4.60	1.30	2.10	2.50	2.90		県央県土整備 事務所（大田）	84-9748		周、警
〃	長久	長久町	8.73 8.83	5.32	6.42	—	—		県央県土整備 事務所（大田）	84-9748		
									三瓶ダム 管理所	86-0530		
宅野川	宅野	仁摩町宅野	2.80 2.80	1.00	1.80	—	—		県央県土整備 事務所（大田）	84-9748		
潮 川	善興寺橋	仁摩町仁万	4.10 4.10	1.20	2.10	—	—					
福光川	古市橋	温泉津町福光	3.80 3.80	1.10	1.90	—	—					
江谷川	刺鹿	久手町	—	—	—	—	—					
大原川	久手	久手町	—	—	—	—	—	県央県土整備 事務所（大田）	84-9753			

周：水位周知発表対象、警：水防警報発表対象の水位観測所

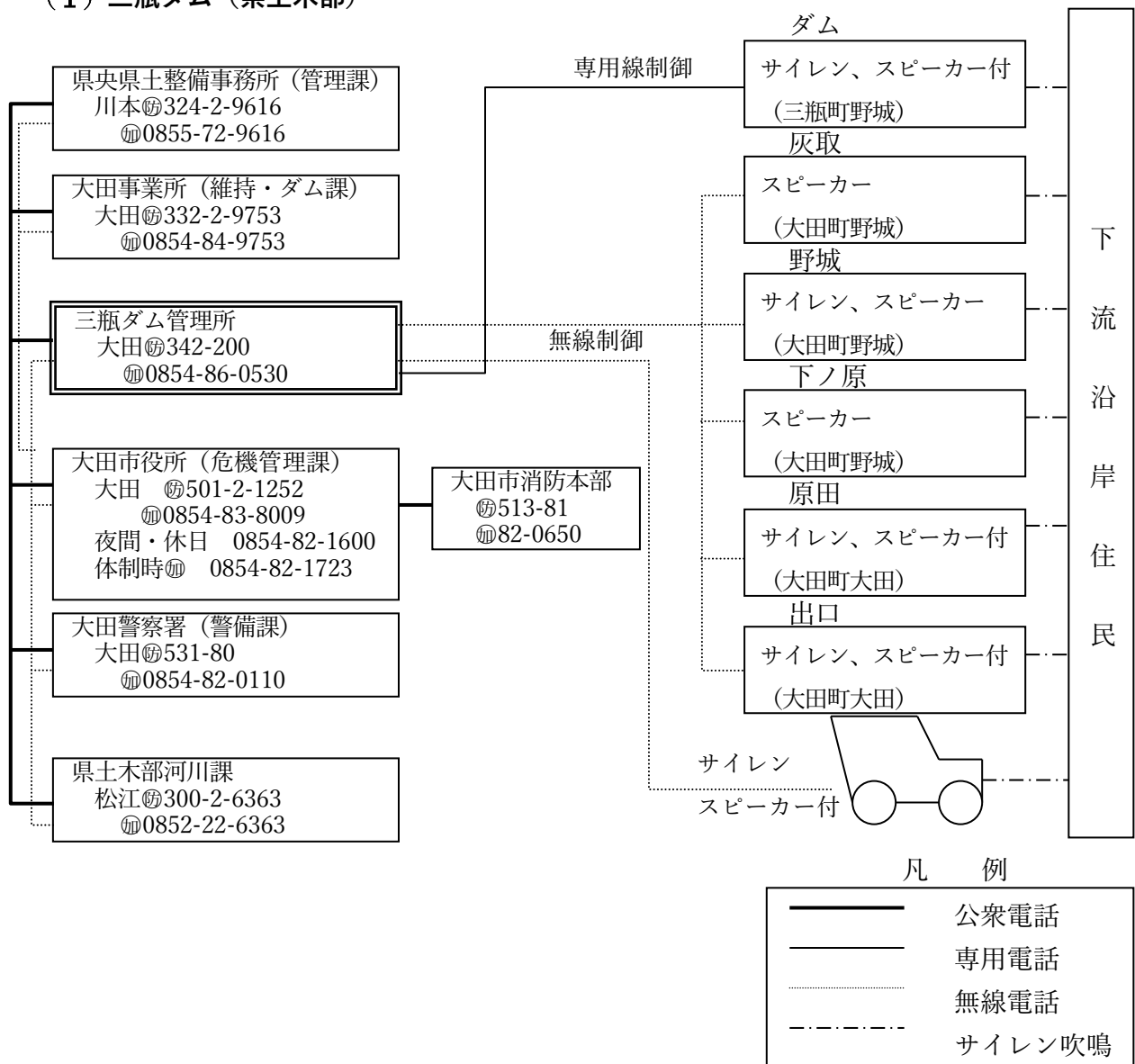
別表第6号：ダム一覧表・ダム関係通報系統図

1. ダム一覧表

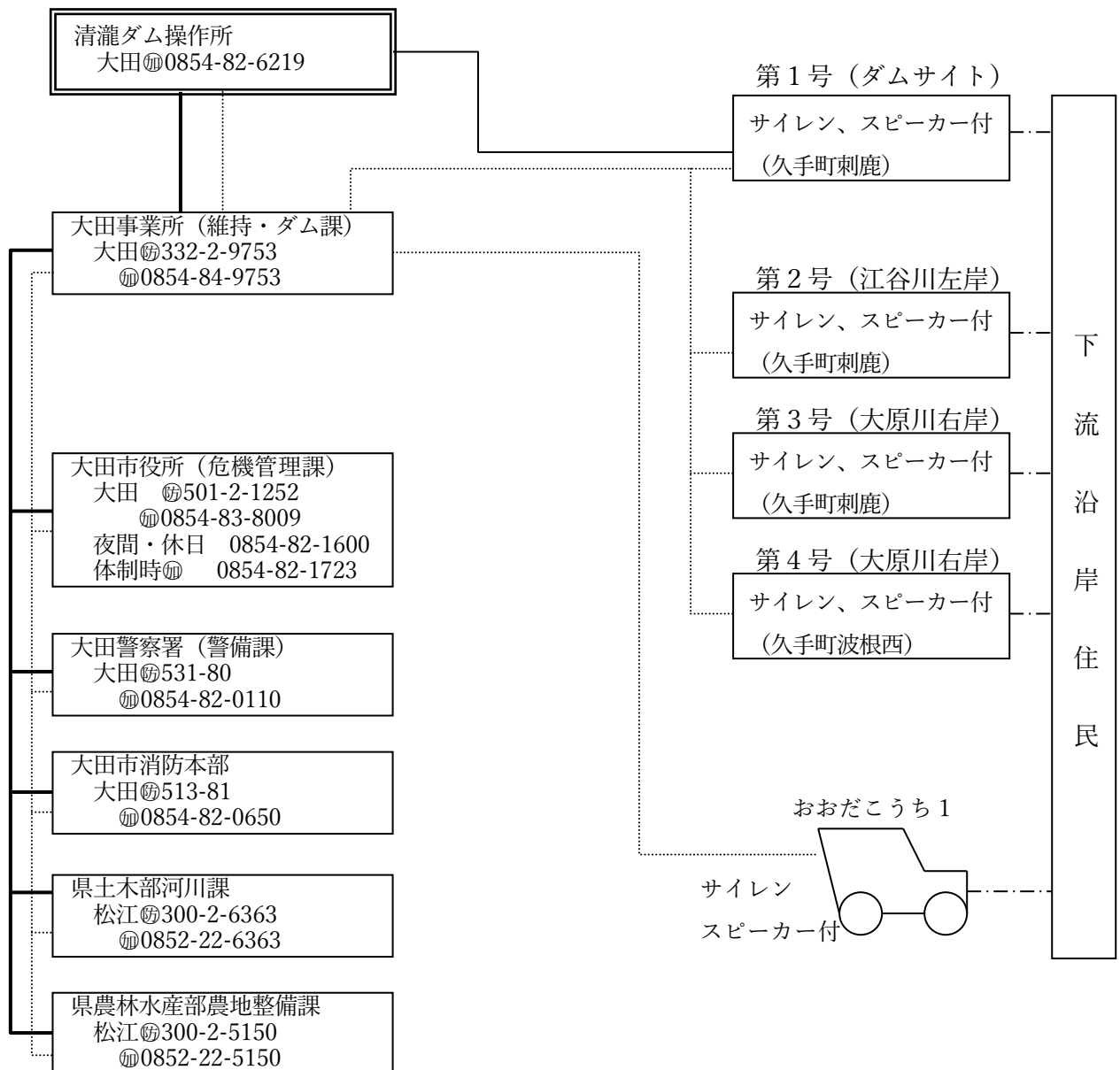
河川名	名称	所在地	所 管	連絡先
三瓶川	三瓶ダム	三瓶町野城	島根県（土木部）	86-0530
江谷川	清瀧ダム	久手町刺鹿	島根県（農林水産部）	84-9753

2. ダム関係通報系統図

(1) 三瓶ダム（県土木部）



(2) 清瀧ダム (県農林水産部)



凡 例

——	公衆電話
——	専用電話
.....	無線電話
- - - - -	サイレン吹鳴

別表第7号：堰・樋門・水門一覧表

1. 堰一覧表

NO	河川名	名称	位置		高さ	長さ	門数	管理者	連絡先	備考
			市町村	大字等						
1	大原川	月呂屋堰	大田市	久手町大西	1.00	5.40	1	八代川水利組合		自動堰
2	〃	大原堰	〃	久手町刺鹿	1.30	20.40	1	久手土地改良区		〃
3	静間川	高瀬堰	〃	川合町川合	1.50	35.00	1	高瀬用水組合		〃
4	〃	新井手堰	〃	久利町行垣	0.60	22.00	1	新井手用水組合		〃
5	〃	延里堰	〃	長久町延里	1.80	22.00	2	延里用水組合		〃
6	〃	和田堰	〃	長久町長久	0.99	15.00	2	静間用水組合		〃
7	三瓶川	八幡堰	〃	大田町大田	1.50	19.50	2	八幡用水組合		〃
8	〃	野井堰	〃	大田町大田	1.00	17.50	2	野井井手用水組合		〃
9	逢浜川	大年堰	〃	五十猛町地頭所	1.20	6.00	1			〃
10	〃	新ほった堰	〃	五十猛町藤代	0.75	11.50	1			〃
11	天河内川	瓜坂堰	〃	仁摩町天河内	1.50	4.30	1			〃
12	〃	河原堰	〃	〃	1.10	3.58	1			〃
13	福光川	不動堰	〃	温泉津町福光	0.70	16.50	1	不動郷用水組合		〃
14	〃	林上井手用水堰	〃	温泉津町福光	1.30	14.35	1	林上井手用水組合		〃
15	〃	市井手用水堰	〃	温泉津町福光	1.50	14.80	1	市用水組合		〃

2. 水門・樋門一覧表

(1) 静間川

NO	施設名	種別	操作	高さ×幅・径	所在地	詳細場所	位置	施設管理者	管理委託先	操作担当者	連絡先	備考
1	高瀬水門	水門	手動	0.60 × 1.00	川合町川合	海幸運送裏	右岸	大田市（農林水産課）		大田市（農林水産課）	82-1600	
2	野田樋門	樋門	手動	1.95 × 1.75	川合町野田	野田橋上流	左岸	島根県	大田市（土木課）	消防団川合分団	84-9748	
3	吉永3号樋門	樋門	手動	2.00 × 3.50	川合町吉永	尋牛橋上流200m	右岸	島根県	大田市（土木課）	消防団川合分団	82-1600	
4	吉永4号樋門	樋門	手動	0.90 × 1.00	川合町吉永	尋牛橋上流100m	右岸	大田市（土木課）	樋口水路組合			
5	吉永1号樋門	樋門	手動	1.80 × 3.00	川合町吉永	取口橋右岸	右岸	島根県	大田市（土木課）	消防団川合分団	82-1600	
6	新井手水門	水門	手動	0.90 × 0.90	川合町吉永	取口橋左岸下流50m	左岸	大田市（土木課）	新井手水利組合			
7	柳ヶ坪1号水門	水門	手動	1.00 × 1.00	大田町柳ヶ坪	柳ヶ坪住宅裏	右岸	大田市（土木課）	後藤淵水利組合			
8	行恒2号樋門	樋門	手動	0.70 × 1.10	久利町行恒	長縄橋上流200m	左岸	大田市（土木課）		大田市（土木課）	82-1600	
9	行恒1号樋門	樋門	手動	2.30 × 2.30	久利町行恒	田原自動車裏	右岸	島根県	大田市（土木課）	消防団大田分団	82-1600	
10	和田水門	水門	手動	0.90 × 1.50	長久町延里	的場橋下流200m	左岸	大田市（土木課）	静間用水組合			
11	稲用2号樋門	樋門	手動	1.50 × 1.50	長久町稲用	稲用ポンプ小屋付近	右岸	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	82-1600	
12	稲用1号樋門	樋門	手動	1.50 × 1.50	長久町稲用	八日市橋上流200m	右岸	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	82-1600	
13	門樋門	樋門	手動	1.70 × 1.60	静間町仮屋	法尺橋上流150m	左岸	島根県	大田市（土木課）	消防団静間分団	82-1600	
14	土江2号樋門	樋門	手動	1.45 × 1.55	長久町土江	法尺橋上流15m	右岸	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	82-1600	
15	土江1号樋門	樋門	手動	1.60 × 3.40	長久町土江	落合橋上流30m	右岸	島根県	大田市（土木課）	消防団長久分団	82-1600	

(2) 三瓶川

NO	施設名	種別	操作	高さ× 幅・径	所在地	詳細場所	位置	施設管理者	管理委託先	操作担当者	連絡先	備考
1	槇原橋水門	水門	手動	0.90 × 0.90	大田町出口	旧槇原橋たもと	右岸	大田市 (土木課)	槇原水路組合			
2	鍛冶屋ヶ市水門	水門	手動	0.90 × 0.90	大田町小池	山崎宅上	右岸	大田市 (土木課)	鍛冶屋ヶ市水路組合			
3	山王水門	水門	手動	1.00 × 0.80	大田町日の出	森山1号水門上流左岸	左岸	大田市 (土木課)	山王水路組合			
4	森山1号水門	水門	手動	1.00 × 1.00	大田町小池	三瓶川本流側	右岸	大田市(農林水産課)	森山用水組合			
5	森山2号水門	水門	手動	1.20 × 1.00	大田町小池	森山用水路側	右岸	大田市(農林水産課)	森山用水組合			
6	森山3号水門	樋門	手動	1.40 × 1.60	大田町小池	高木宅下	右岸	大田市(農林水産課)	森山用水組合			
7	小池樋門	樋門	手動	1.50 × 1.50	大田町小池	小池バス停前	右岸	島根県	大田市 (土木課)	消防団 大田分団	82- 1600	
8	加土1号樋門	樋門	自動	0.50 × 1.60	大田町加土	瓶雲寮裏 (森山用水)	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	
9	加土樋門	樋門	手動	1.50 × 1.50	大田町加土	瓶雲寮前	右岸	大田市 (土木課)		消防団 大田分団	82- 1600	
10	木田井堰水門	水門	手動	0.60 × 1.20	大田町日の出	木田井堰横	左岸	大田市 (土木課)		大田市 (土木課)	82- 1600	
11	加土2号樋門	樋門	手動	0.60 × 1.20	大田町加土	城山建設裏 (三瓶川側)	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	
12	加土3号樋門	樋門	手動	0.50 × 1.80	大田町加土	城山建設裏 (森山用水側)	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	
13	加土4号樋門	樋門	手動	0.70 × 1.50	大田町加土	大田高校裏 (三瓶川側)	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	放水路
14	加土5号樋門	樋門	手動	0.60 × 1.20	大田町加土	大田高校裏 (森山用水側)	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	放水路
15	加土6号樋門	樋門	手動	Φ0.70	大田町加土	大田高校裏 (グランド側)	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	放水路
16	天神1号樋門	樋門	手動	0.80 × 1.10	大田町天神	旧山城医院 本宅前	左岸	大田市 (土木課)		大田市 (土木課)	82- 1600	放水路
17	天神2号樋門	樋門	手動	0.60 × 1.30	大田町天神	川上建築設計前	左岸	大田市 (土木課)		大田市 (土木課)	82- 1600	放水路
18	相生樋門	樋門	手動	1.30 × 1.30	大田町相生	旧奥野水道横	左岸	島根県	大田市 (土木課)	消防団 大田分団	82- 1600	逆流防止
19	雪見樋門	樋門	手動	1.50 × 1.50	大田町雪見	大田小ブルー前	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	
20	南の宮下樋門	樋門	手動	2.05 × 3.60	大田町諏訪	南の宮前	左岸	島根県	大田市 (土木課)	消防団 大田分団	82- 1600	放水路
21	八幡井堰水門	水門	手動	2.05 × 1.50	大田町諏訪	八幡井堰横	左岸	大田市 (土木課)	八幡用水組合			
22	大正東1号樋門	樋門	手動	1.80 × 1.50	大田町大正東	旧消防署裏	右岸	島根県	大田市	大田市(都市計画課)	82- 1600	
23	大正東2号樋門	樋門	手動	0.80 × 0.80	大田町大正東	旧大田警察署横	右岸	大田市(都市計画課)		大田市(都市計画課)	82- 1600	放水路
24	野井水門	水門	手動	0.80 × 0.80	大田町昭和町	図書館裏	右岸	大田市 (土木課)	野井井手用水組合			
25	宮崎左岸樋門	樋門	手動	1.50 × 1.50	大田町山崎	コーポ山根前	左岸	大田市(都市計画課)		大田市(都市計画課)	82- 1600	逆流防止
26	柳井樋門	樋門	手動	0.70 × 1.50	大田町柳井	サンフォーレ城山裏	右岸	大田市(農林水産課)		大田市(農林水産課)	82- 1600	
27	柳井都市下水路排水樋門	樋門	動力	2.50 × 4.50	大田町昭和町	パル前直進	右岸	大田市(都市計画課)		大田市(都市計画課)	82- 1600	放水路

28	JR 大田市 駅裏樋門	樋門	手動	0.80 × 1.10	大田町柳井	農業共済組 合横	右岸	大田市（都市 計画課）		森山用水組 合		
29	大田橋上 1号樋門	樋門	手動	1.25 × 1.50	長久町川北 上（中島）	駅北公園下 （三瓶川側）	右岸	大田市（都市 計画課）		野井井手用 水組合		
30	大田橋上 2号樋門	樋門	手動	0.70 × 1.60	長久町川北 上（中島）	駅北公園下 （野井用水側）	右岸	大田市（都市 計画課）		野井井手用 水組合		
31	中島2号 樋門	樋門	手動	1.60 × 1.60	長久町川北 上（中島）	大田橋上流 右岸	右岸	島根県	大田市 （土木課）	消防団 大田分団	82- 1600	
32	大田橋1 号樋門	樋門	手動	1.20 × 0.90	長久町川北 上（中島）	大田橋下 （野井用水側）	右岸	大田市（都市 計画課）		野井井手用 水組合		
33	大田橋2 号樋門	樋門	手動	0.50 × 1.50	長久町川北 上（中島）	大田橋下 （三瓶川側）	右岸	大田市（都市 計画課）		野井井手用 水組合		
34	中島1号 樋門	樋門	手動	1.60 × 1.60	長久町川南 （川南上）	藤田齒科医 院前	左岸	島根県	大田市 （土木課）	消防団 大田分団	82- 1600	逆 流 防 止
35	正原水門	水門	手動	2.00 × 1.50	長久町野井	帝人コード レ裏	右岸	大田市 （土木課）	正原水路組 合			
36	野井樋門	樋門	手動	1.30 × 1.40	長久町川南	帝人コード レ裏の対岸	左岸	島根県	大田市 （土木課）	消防団 長久分団	82- 1600	
37	道端2号 樋門	樋門	手動	1.30 × 1.40	長久町川南	穀田橋左岸 上流側	左岸	島根県	大田市 （土木課）	消防団 長久分団	82- 1600	
38	穀田橋右 岸樋門	樋門	動力	2.00 × 3.80	長久町川南	穀田橋右岸 下流側	右岸	大田市（農林 水産課）		大田市（農 林水産課）	82- 2475	
39	長久2号 樋門	樋門	手動	1.30 × 1.40	長久町川北	ロックタウ ン裏の対岸	右岸	島根県	大田市 （土木課）	消防団 長久分団	82- 1600	
40	長久1号 樋門	樋門	手動	0.95 × 0.70	長久町土江	土江バス停 横	左岸	島根県	大田市 （土木課）	消防団 長久分団	82- 1600	

3. 潮川

NO	施設名	種別	操作	高さ× 幅・径	所在地	詳細場所	位置	施設管理者	管理委託先	操作担当者	連絡先	備考
1	宮前樋門	樋門	手動	0.92 × 0.86	仁摩町仁万	才田川合流	右岸	島根県	大田市 （土木課）	天友会	82- 1600	
2	堂畑川樋 門	樋門	手動	1.25 × 2.00	仁摩町仁万	堂畑川合流	左岸	島根県	大田市 （土木課）	天友会	82- 1600	
3	潮川1号 樋門	樋門	手動	1.25 × 1.00	仁摩町仁万	潮 橋 上 流 30m	左岸	島根県	大田市 （土木課）	天友会	82- 1600	

4. 天河内川

NO	施設名	種別	操作	高さ× 幅・径	所在地	詳細場所	位置	施設管理者	管理委託先	操作担当者	連絡先	備考
1	天河内川樋 門	樋門	手動	1.30 × 1.35	仁摩町天河 内	白石橋下流 70m	左岸	島根県	大田市 （土木課）	天友会	82- 1600	

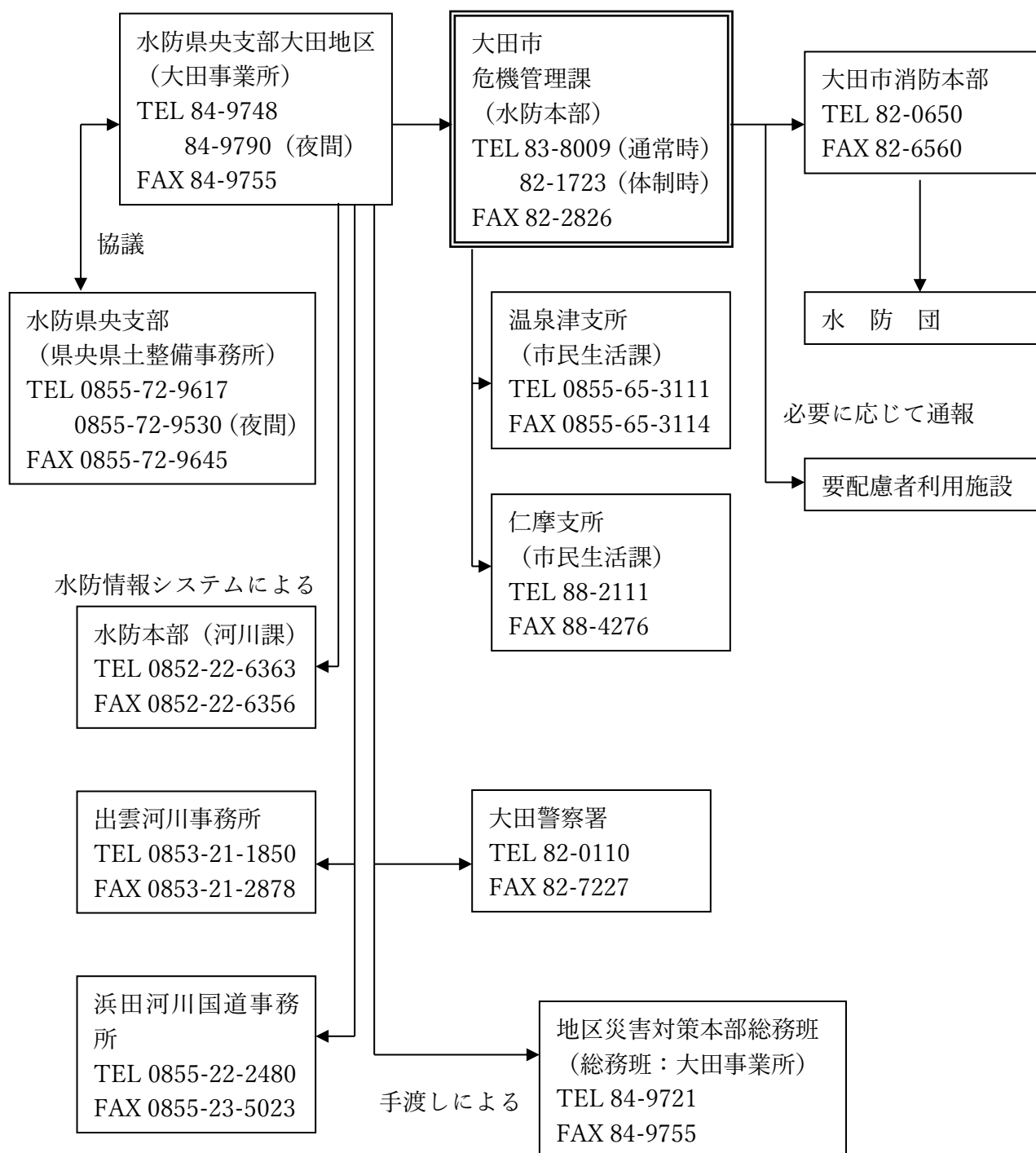
5. 福光川

NO	施設名	種別	操作	高さ× 幅・径	所在地	詳細場所	位置	施設管理者	管理委託先	操作担当者	連絡先	備考
1	森分川樋門	樋門	手動	2.00 × 2.75	温泉津町福 光	森分川合流	右岸	島根県	大田市 （土木課）	天友会	82- 1600	
2	湊川樋門	樋門	手動	1.75 × 1.25	温泉津町福 光	湊川合流	右岸	島根県	大田市 （土木課）	天友会	82- 1600	

別表第8号：要配慮者利用施設一覧表（令和6年1月時点）

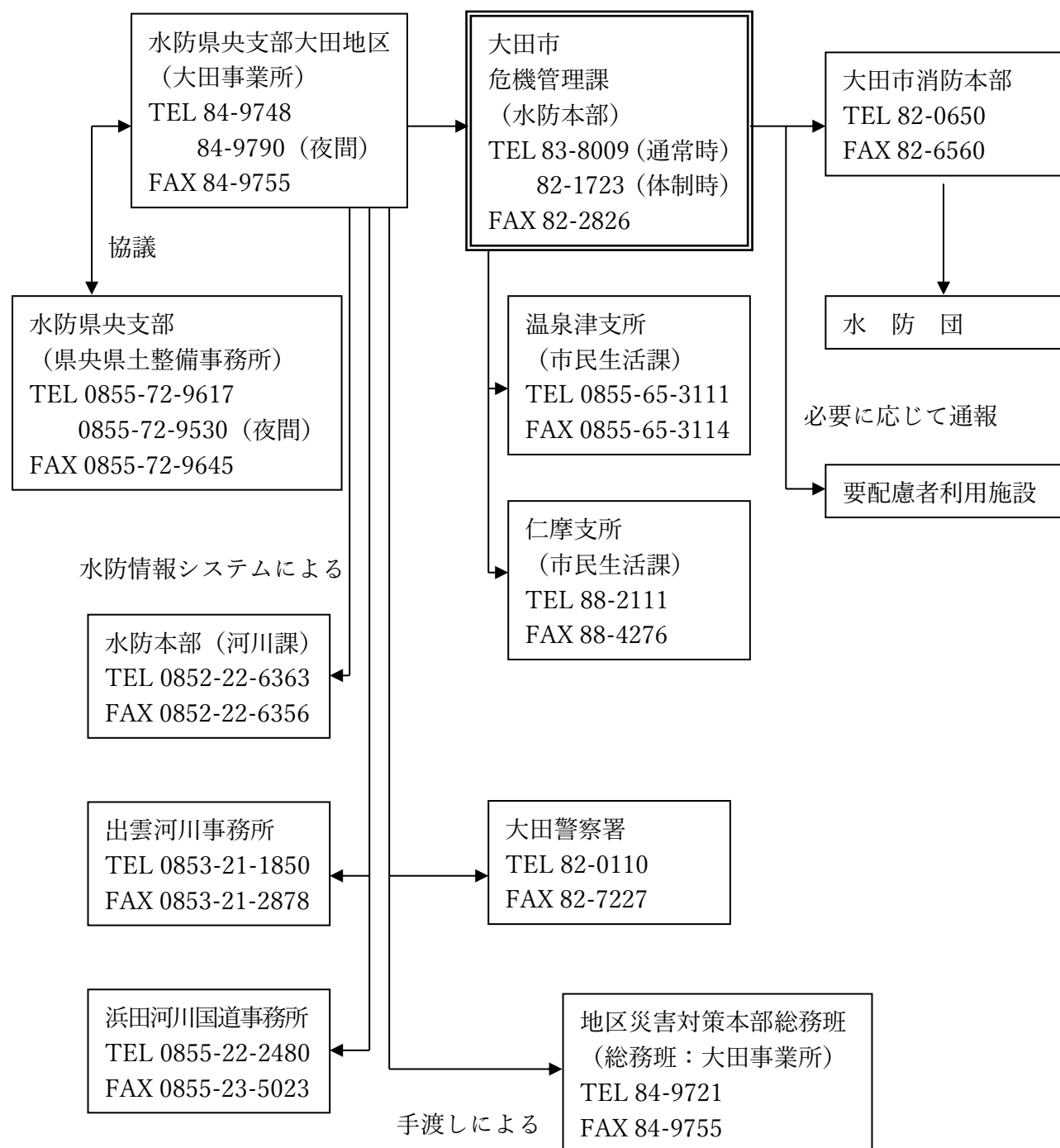
	施設名	住所	TEL	FAX	浸水想定	市担当部署
1	大田いきいき児童クラブ	大田町大田イ 140-8	86-8471	86-8472	0.5-1.0	子ども保育課
2	すずらん川合	川合町川合 350-1	83-7303	83-7306	-0.5	介護保険課
3	かわい児童クラブ	川合町川合 1618	83-7211	-	家屋倒壊等氾 濫想定区域	子ども保育課
4	川合保育園	川合町川合 2997	82-7433	82-7433	家屋倒壊等氾 濫想定区域	子ども保育課
5	たから保育園	長久町長久口 268-2	83-7880	83-7881	0.5-1.0	子ども保育課
6	サンチャイルド長久さわらび 園	長久町土江 71-3	83-7171	82-2311	2.0-3.0	子ども保育課
7	長久ゆうゆう学童クラブ	長久町土江 108-1	82-7430	-	2.0-3.0	子ども保育課
8	Nagomi 大田店	長久町長久イ 506-1	83-7099	83-1954	2.0-3.0	介護保険課
9	社会福祉法人亀の子（10 施設）	長久町長久口 267-6	84-0271	84-0272	1.0-2.0	地域福祉課
10	和かち逢う家	長久町長久ハ 24-2	83-7100	83-7088	-0.5	介護保険課
11	サンシルバーさわらび	長久町土江 65-2	86-8001	86-8011	1.0-2.0	介護保険課
12	ゆうイングさわらび	長久町土江 55-2	84-0101	84-0102	1.0-2.0	介護保険課
13	デイサービスセンターこころ 路	静間町 1241-6	83-7555	83-7556	1.0-2.0	介護保険課
14	ケアステーションささゆり	久利町行恒 18-5	82-5353	82-5354	3.0-	介護保険課
15	すぎな寮	久利町行恒 526-3	82-5950	-	3.0-	介護保険課
16	さざんか	仁摩町天河内 822	88-3342	88-3342	-0.5	地域福祉課

別表第 9 号：水位周知の通報系統図



※ 大田市からの通報はFAXによるものとする。

別表第 1 0 号：水防警報の通報系統図



※ 大田市からの通報はFAXによるものとする。

別表第 1 1 号：水防信号

	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	○（約 5 秒）休止（約 15 秒）○休止○休止
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○（約 5 秒）休止（約 6 秒）○休止○休止
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○（約 10 秒）休止（約 5 秒）○休止○休止
第 4 信号	乱 打	○（約 1 分）休止（約 5 秒）○

備考 1 信号は適宜の時間継続すること

2 必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用できること

3 危険去ったときは、口頭伝達により周知させること

註 第 1 信号 河川の水位がはん濫注意水位に達したことを知らせるもの

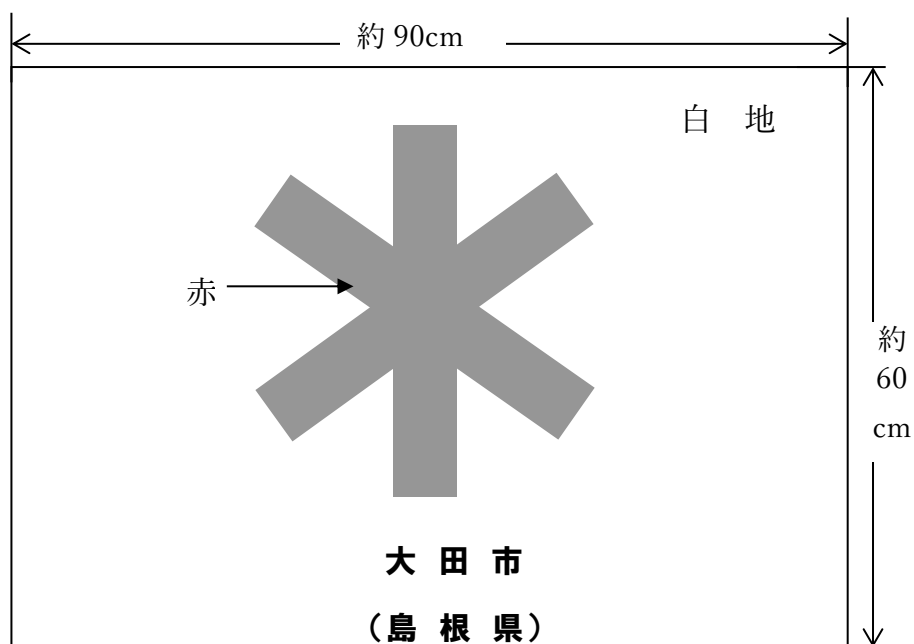
第 2 信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの

第 3 信号 大田市の区域内に居住する者が出勤すべき事を知らせるもの

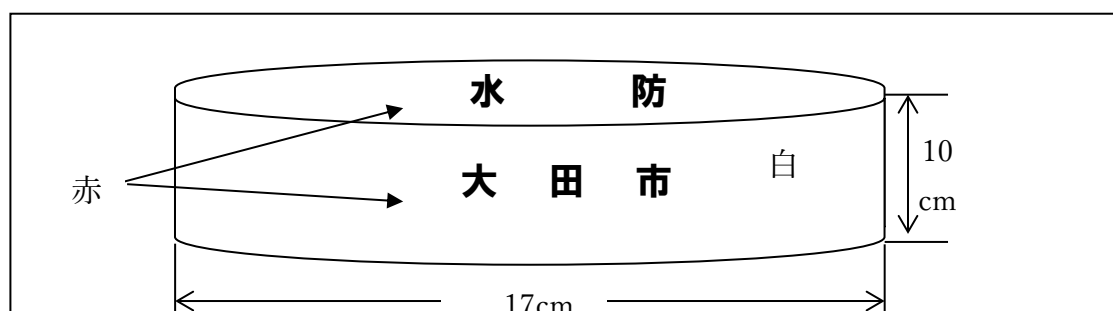
第 4 信号 必要と認める区域内の居住者の避難のため立退くべきことを知らせるもの

別表第 1 2 号：優先通行標識

1. 標旗



2. 腕章



別表第13号：公用負担命令諸様式

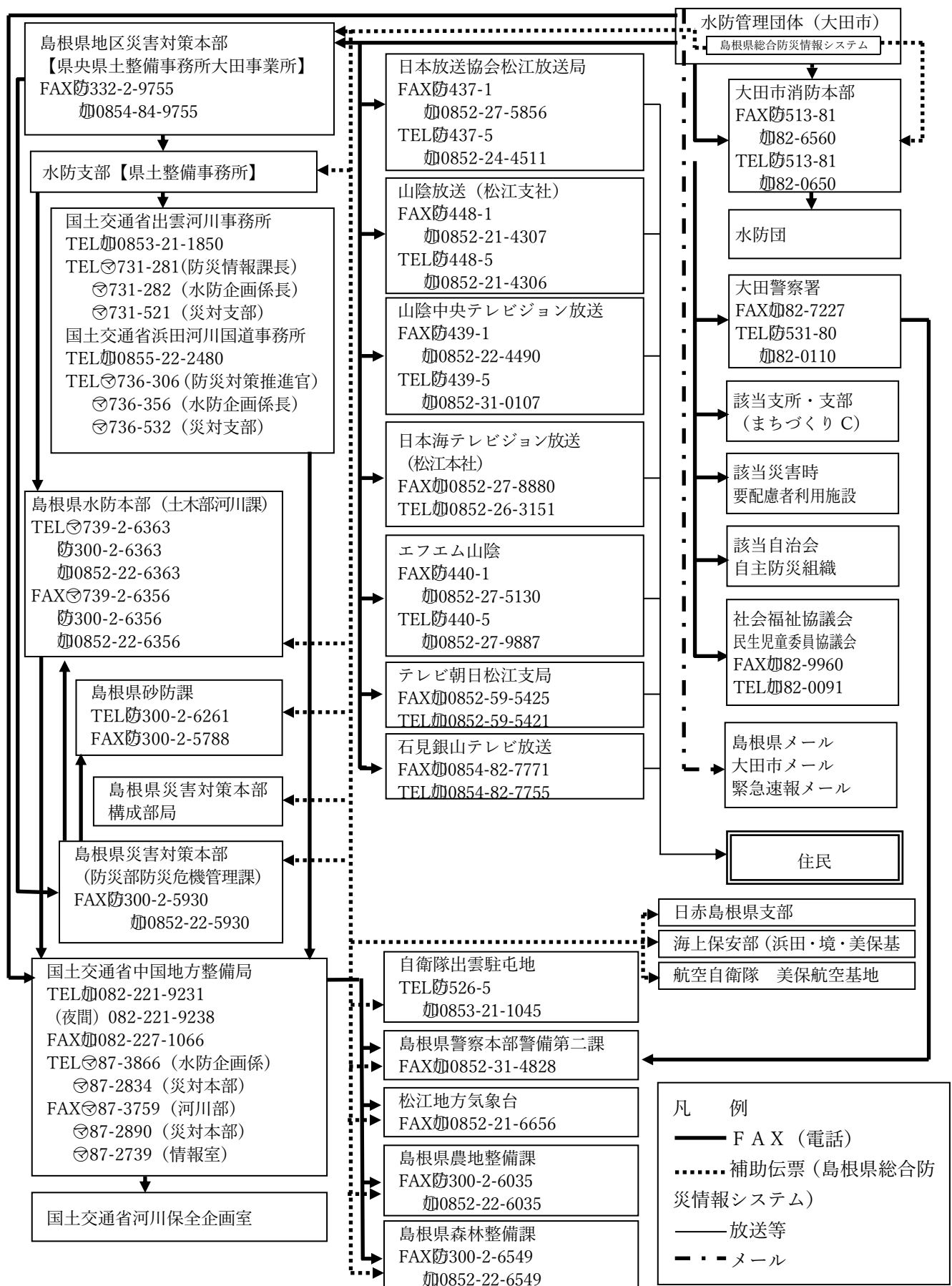
1. 公用負担命令権限証

○	
公 用 負 担 命 令 権 限	
水防団	部長
何	某
右の者に の区域内における水防法第21条第1項の 権限行使を委任した事を証明する。	
令和	年 月 日
大田市	水防管理者
	印

2. 公用負担命令票

第	号	○
公 用 負 担 命 令 票		
1. (目的物名、種類、員数)		
負担の内容、使用収用、処分(該当の文字を○で囲むこと。)		
令和	年 月 日	
	水防管理者	(氏名) 印
	上委任者	
	官 職	(氏名) 印
何	某	殿

別表第14号：避難情報の発表に関する情報伝達経路



別表第 15 号：水防倉庫・水防資材器具

1. 県有水防倉庫並びに現有資材器具一覧表（令和 3 年 12 月 31 日現在）

（1）器具

水防支部名	所在地	倉庫面積	かけや（掛矢）	のこぎり（鋸）	スコップ	ツルハシ	おの（斧）	たこづち（蛸鎚）	くわ（鍬）	ギムネ	ペンチ	なた（鉋）	金棒	照明具	救命胴衣	てみ（手箕）	ハンマー	クリツパー	ジョレン	かま（鎌）	土のう製作器
		m ²	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個	個	枚	丁	丁	丁	丁	束
県央 （大田）	長久町	33.12	16	15	116	25	11	2	30	－	8	10	10	1	10	46	10	3	20	49	1

（2）資材

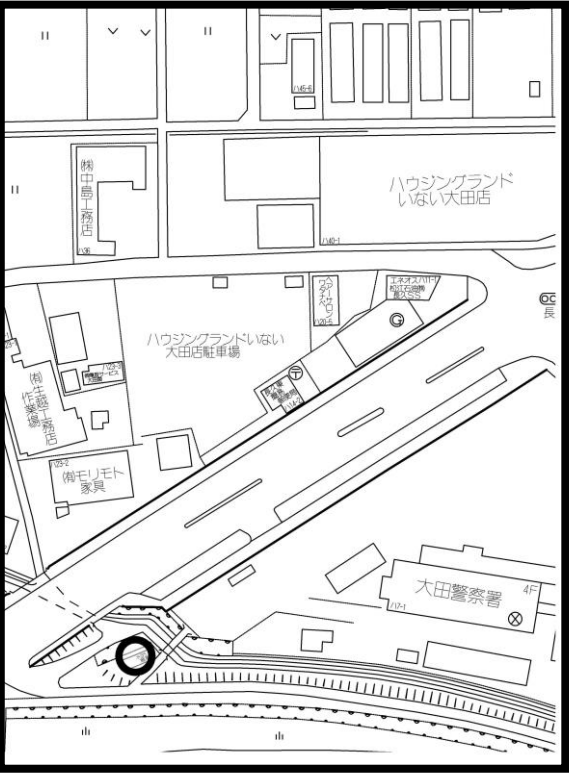
水防支部名	所在地	鉄線	竹	杭・丸太	鉄杭	杭小	かすがい	なわ（縄）	むしろ（蓆）	空俵	ビニール袋	麻袋	かます（叭）	ロープ	針金	ビニールひも	防水シート	鋼管
		kg	束	本	本	本	個	玉	枚	枚	枚	枚	枚	m	kg	玉	枚	本
県央 （大田）	長久町	120	2	50	－	20	47	－	－	－	7,400	－	－	300	－	10	15	－

2. 市管理水防倉庫並びに現有資材器具一覧表（令和5年12月1日現在）

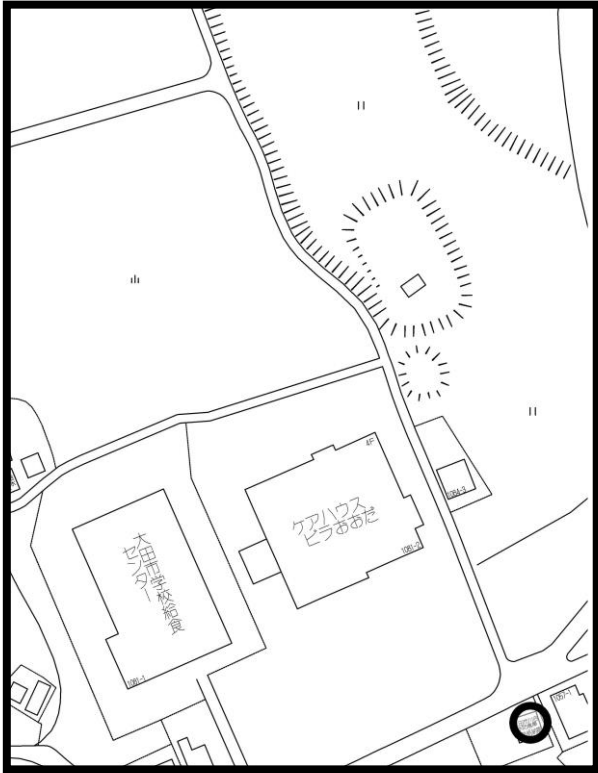
河川名	指定有無	所在地	補助倉庫	倉庫面積	水防資材器具																			
					資材						器具													
		町名			㎡	枚	m	玉	kg	本	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	枚	丁	本
静間川	○	川合町出岡		21.60	560	40	21	30	101	0	8	4	1	9	2	6	1	19	3	5	1	4	0	
〃	○	久利町市		19.87	850	40	18	20	103	10	11	4	1	8	3	6	14	17	7	5	1	7	0	
〃	○	静間町平	○	33.12	520	40	20	14	95	0	8	5	1	7	1	4	0	10	3	5	1	4	0	
三瓶川	○	大田町日の出		28.12	600	350	34	30	113	41	7	9	2	8	1	3	1	15	3	10	3	4	2	
〃	○	長久町土江		17.28	800	40	19	20	97	0	3	5	1	8	2	4	1	10	3	5	1	4	0	
福光川	○	温泉津町福光		17.70	230	150	7	17	61	0	4	2	1	2	4	2	1	14	4	2	1	1	0	
湯里川	○	温泉津町湯里		16.00	575	100	5	21	48	0	4	2	1	2	4	2	1	10	4	2	1	1	1	
潮 川	○	仁摩町栄町	○	33.00	1,275	1,200	10	26	77	0	6	2	1	12	2	3	3	19	3	3	1	1	2	
計 8 棟					186.69	5,551	1,960	127	1,960	675	51	24	28	7	53	19	26	8	103	30	37	10	26	5

3. 水防倉庫位置図

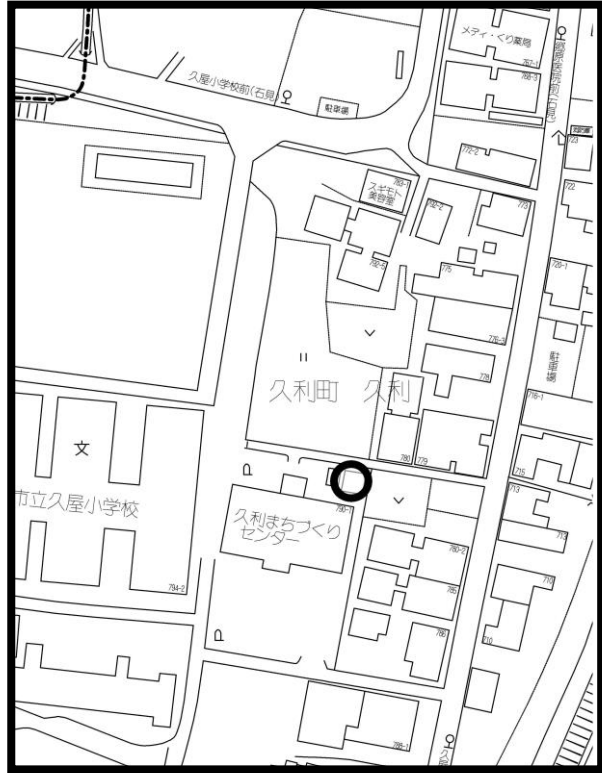
①長久町長久（大田事業所）



②川合町出岡（大田市）



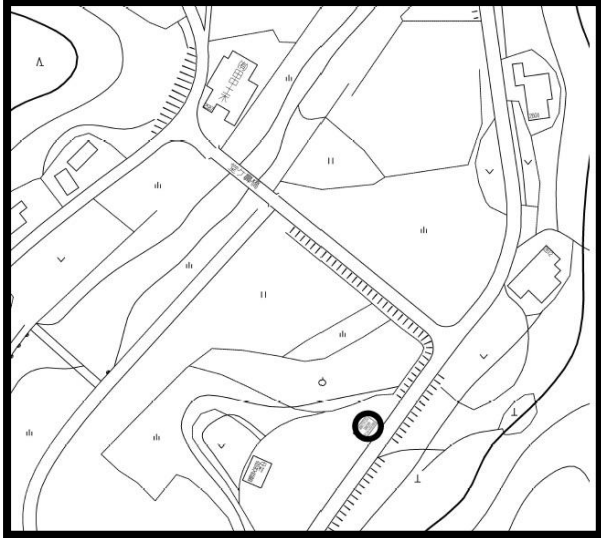
③久利町市（大田市）



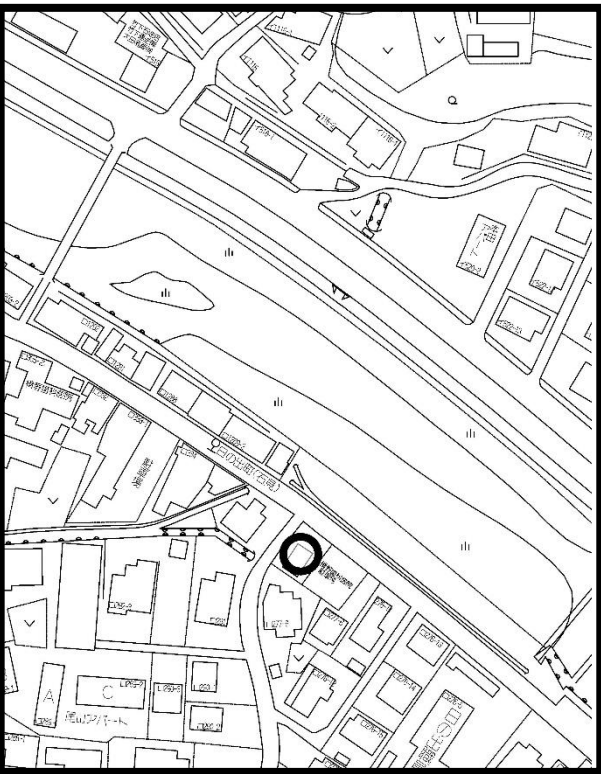
④静間町平（大田市）



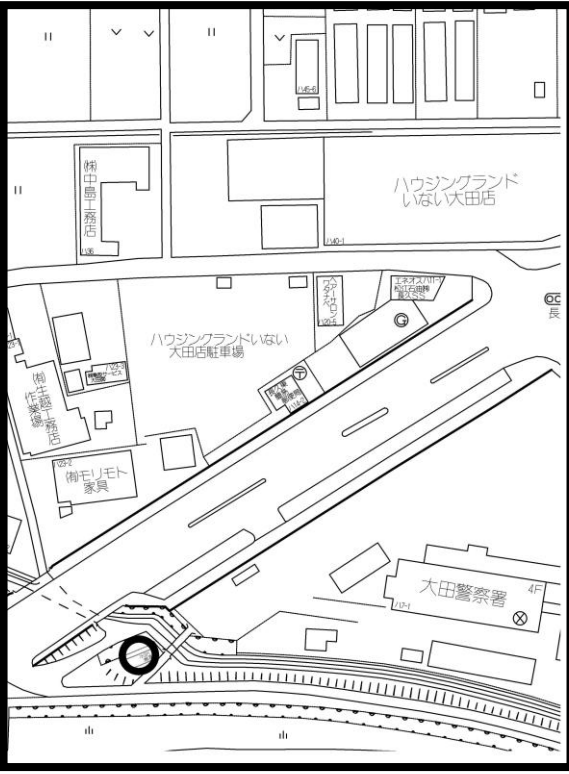
⑧温泉津町湯里（大田市）



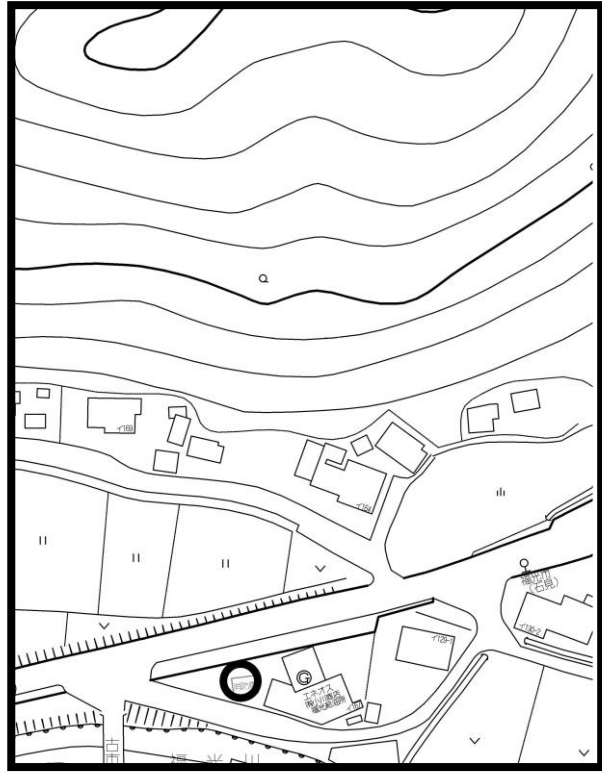
⑤大田町日の出（大田市）



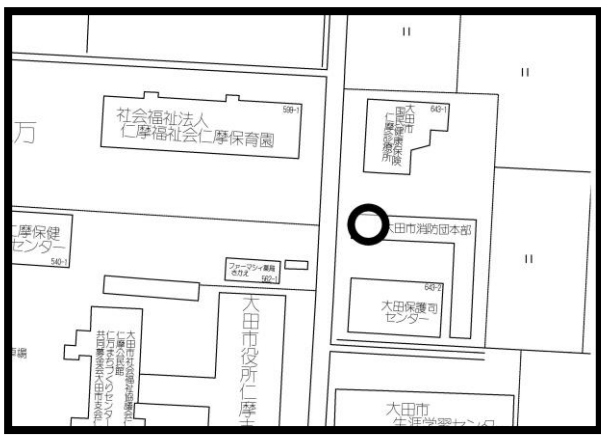
⑥長久町土江（大田市）



⑦温泉津町福光（大田市）



⑨仁摩町仁万（大田市）



各地図底本：ゼンリン住宅地図 LGWAN

別表第 1 6 号：水防輸送車両配置一覧表

機関名	車種											備考
	乗用車		ジープ	トラック			バン			二輪車	その他	
	大型	小型		大型	小型	軽四	大型 2,000 cc	小型	軽四			
県央県土 整備事務所 大田事業所	－	1	3	－	－	－	－	8	5	－	－	
大田市	2	21	－	－	1	2	－	2	73	－	2	マイクロワゴンバス1台 7人乗りワゴン車1台

(単位 台)

別表第 1 7 号：水防演習要領（例）

1. 想定

- ① 気象状況の想定
- ② 水位、降雨の状況想定
- ③ 洪水状況（水位、雨量の通報訓練を兼ねる）
- ④ 危険状況の想定
- ⑤ 状況変化の想定

2. 訓練

- ① 想定に基づく水防団員等の待機、出動、水防工法の選定、資材の必要量の判定、運搬動作の習得
- ② 作業開始から終了までの動作と工法のできあがり判定
- ③ 状況の変化に応ずる作業についての判定
- ④ 想定に基づく立退、避難誘導